

基発0316第4号

平成28年3月16日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び
労災レセプト電算処理システム運用管理要領」の改定について

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト
電算処理システム管理規程第23条第1項に規定される運用管理要領につい
ては、平成27年3月31日付け基発0331第7号「「労働基準行政情報システ
ム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理
要領」の改定について」に基づき運営されてきたところである。

今般、厚生労働省情報セキュリティポリシーの改定（平成27年12月21
日付け）等に伴い、「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム
及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領」を改定したので遺漏なき
よう期されたい。

労働基準行政情報システム・労災行政情報 管理システム及び労災レセプト電算処理 システム運用管理要領

平成 28 年 3 月

厚生労働省労働基準局

目 次

第1 概 要.....	- 1 -
1 目 的.....	- 1 -
第2 管理.....	- 3 -
1 システムの管理者等	- 3 -
(1) システムの管理者等	- 3 -
(2) 各管理者等の事務内容.....	- 6 -
2 端末装置等の管理.....	- 11 -
(1) 端末装置等.....	- 11 -
(2) 端末装置等の管理.....	- 11 -
(3) 端末装置等の点検及び障害復旧対応.....	- 12 -
(4) 端末装置等の移設等	- 13 -
(5) 操作カードの管理.....	- 13 -
3 消耗品の管理.....	- 14 -
(1) OCRスキャナ消耗品、トナー類	- 14 -
(2) その他消耗品	- 14 -
(3) 一部帳票.....	- 14 -
4 ユーザ情報の管理.....	- 14 -
(1) ユーザ情報の管理.....	- 14 -
(2) ユーザ情報の登録・変更等の手続	- 14 -
5 情報の管理.....	- 15 -
(1) 情報セキュリティの啓蒙	- 15 -
(2) 情報漏洩等が発生した場合の報告	- 15 -
(3) システムにおける業務処理権限規制.....	- 15 -
第3 運用	- 16 -
1 システムの使用	- 16 -
(1) IDの種類.....	- 16 -
(2) パスワード.....	- 16 -
(3) 端末装置等の取扱い	- 17 -
(4) 重要情報の電磁的記録媒体への保存及び送信並びに削除.....	- 19 -
(5) 外部電磁的記録媒体の取扱い	- 19 -
(6) 使用の制限.....	- 20 -
2 電子メール.....	- 21 -
(1) Thin Client 及びFat Client からの電子メールの利用	- 21 -
(2) Net Thin Client からの電子メールの利用.....	- 21 -

3	グループウェア機能	- 21 -
(1)	スケジュール	- 21 -
(2)	施設情報	- 21 -
(3)	電子会議室	- 21 -
4	インターネット接続	- 24 -
(1)	インターネット接続先	- 24 -
5	ファイル等の保存及び削除	- 25 -
(1)	保存	- 25 -
(2)	削除	- 25 -
6	運用時間等	- 25 -
(1)	業務処理の運用時間	- 25 -
(2)	端末装置等の起動時間（電源投入・切断）	- 27 -
7	システム異常・障害時における対応	- 27 -
(1)	使用者による対応	- 27 -
(2)	管理者等による対応	- 28 -
8	ヘルプデスク	- 28 -
(1)	業務内容	- 28 -
(2)	ヘルプデスクへの各種受付	- 28 -
(3)	ヘルプデスク連絡先	- 29 -
第4	報告	- 30 -
1	報告・申請等	- 30 -
(1)	端末装置関係	- 30 -
(2)	ユーザID・パスワード関係	- 33 -
(3)	規程違反関係	- 36 -
(4)	その他の報告・申請等	- 37 -
2	報告・申請等様式	- 37 -
(1)	システム関連の報告等様式	- 37 -
(2)	様式、記入要領及び記入例	- 37 -
(3)	様式の掲載場所	- 37 -
3	端末装置関係様式	- 39 -
(1)	端末装置等の移設等申請書	- 39 -
(2)	端末装置等配備状況報告書	- 41 -
(3)	USB接続機器使用許可申請書	- 42 -
(4)	端末装置等損害報告書	- 44 -
(5)	職員の責による端末装置等故障報告書	- 46 -
4	ユーザID・パスワード関係様式	- 47 -

(1) ユーザ情報登録・変更申請書	- 47 -
(2) アカウントロック解除等申請書	- 49 -
(3) パスワード忘却届（管理用）	- 50 -
(4) パスワード忘却届（一般用）	- 51 -
5 規程違反関係様式	- 52 -
(1) 管理規程違反関係報告書	- 52 -
6 その他の報告・申請等様式	- 54 -
(1) 局副管理担当者指名・変更報告書	- 54 -
(2) 局課室管理担当者指名・変更報告書	- 55 -
(3) インターネット閲覧禁止URL登録・解除申請書	- 56 -
(4) 市区町村合併等報告書	- 57 -
(5) 監督署名称所在地等変更申請書	- 59 -
 別紙1 端末装置等の設置環境	- 61 -
1 設置場所の環境条件	- 61 -
2 設置場所の整備要件	- 61 -
(1) 所要床面積	- 61 -
(2) 床の強度	- 61 -
(3) その他	- 61 -
 別紙2 不審メールを受信した場合の対応及び作業手順	- 65 -

第1 概 要

1 目 的

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領（以下「要領」という。）は、労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム管理規程（以下「規程」という。）第23条第1項の規定に基づき、労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム（以下「システム」という。）の運用管理に関する具体的事項を定める。

システムを使用する際の運用管理については、要領に基づくものとし、実際の業務については、次の手引等に従って行うこと。システムでの掲載場所は職員ポータル画面からの階層を示した。

機械処理 (掲載場所) 職員ポータル画面 [業務メニュー] － [共通2] － [オンラインマニュアル] － [機械処理手引] 又は 職員ポータル画面 [研修] － [オンラインマニュアル・FAQ] － [機械処理手引]	【共通】 概要・共通編 本省業務編 電子申請関連編 【基準】 基準共通編 監督関連編 安全衛生関連編 賃金関連編 免許管理編 【労災】 労災補償関連編 業務共通・共通編（労災保険業務） 短期給付業務編 年金・一時金編 介護（補償）給付業務編 二次健康診断等給付業務編 アフターケア業務編 給付統計データ関係編 メリット制事務処理手引 義肢等補装具業務 特別加入業務 労災レセプト電算処理システム 機械処理事務手引 （職員編） 労災レセプト電算処理システム 操作マニュアル （労災保険指定医療機関等編）
---	--

研修・トレーニング (掲載場所) 職員ポータル画面 [業務メニュー] － [共通2] － [オンラインマニュアル] － [研修テキスト] 又は 職員ポータル画面 [研修] － [業務研修資料]	各種研修テキスト
端末装置等の操作 (掲載場所) 職員ポータル画面 [業務メニュー] － [共通2] － [オンラインマニュアル] 又は 職員ポータル画面 [研修] － [オンラインマニュアル・FAQ]	各ハードウェア／市販ソフトウェア（以下「HW／PPという。）マニュアル ※掲載は[オンラインマニュアル]以下の階層 － [ハードウェアマニュアル] 又は － [ソフトウェアマニュアル] モバイル端末利用手順書 ※掲載は、[オンラインマニュアル]以下の階層 － [運用管理要領] － [モバイル端末] － [モバイル端末利用手順書] Net シンクライアント簡易操作マニュアル ※掲載は、[オンラインマニュアル]以下の階層 － [簡易操作マニュアル] － [Net シンクライアント簡易操作マニュアル]

第2 管理

1 システムの管理者等

(1) システムの管理者等

ア 規程で定める管理者等

規程で定めるシステム管理者等（以下「管理者等」という。）は、次のとおりである。

厚生労働本省（以下「本省」という。）

統括管理者	労働基準局長
統括管理者代理	大臣官房審議官（労働条件政策担当）
副統括管理者	労働基準局総務課長
システム運用管理者 （以下「運用管理者」という。）	労働基準局労災保険業務課長
運用管理担当者	労働基準局労災保険業務課長補佐（運用担当）
本省システム管理者 （以下「本省管理者」という。）	労働基準局各部課長
本省管理担当者	各部課長補佐（総務担当、管理担当及び業務担当） （ただし、監督課にあっては、副主任監察官（管理担当）及び監察官（企画・法規担当））

都道府県労働局（以下「局」という。）

局システム管理者 （以下「局管理者」という。）	局長
局管理者代理	労働基準部長
局副管理者	労働基準部監督課長
局副管理担当者	局副管理者が指名する者
局課室システム管理者 （以下「局課室管理者」という。）	局各課室長（職業安定部及び雇用均等室を除く。）
局課室管理担当者	局各課室管理者が指名する者

労働基準監督署（以下「署」という。）

署システム管理者 （以下「署管理者」という。）	署長（支署長を含む。）
署管理担当者	次長（複数次長制署では管理担当）、次長制以外の署では、監督課長又は監督・安衛課長（支署監督課長又は支署監督・安衛課長を含む。）

イ 要領で定める管理者等

操作カード（通称0番カード。以下「操作カード」という。）管理者

- a 本要領において局及び署に操作カード管理者を置く。
- b 操作カード管理者は、必要に応じて、操作カード管理者に代わり操作カードの管理・保管を行う操作カード管理担当者を指名することができる。

操作カード管理者	局	労働基準部労災補償課長
	署	労働基準監督署長
操作カード管理担当者	局	局の操作カード管理者が指名する者（複数庁舎に分かれた労災補償課においても指名する。）
	署	署の操作カード管理者が指名する者（庶務担当職員及び監督安全衛生担当職員（課長級職員）に限る。）

ウ 対応表

管理者等と職制の対応の詳細については、次のとおりである。

組織	管理者	職制名	担当者	職制名
本省	統括管理者	労働基準局長		
	統括管理者代理	大臣官房審議官 (労働条件政策担当)		
	副統括管理者 (部局情報セキュリティ責任者)	労働基準局 総務課長		
	運用管理者 (情報システムセキュリティ責任者)	労災保険業務課長	運用管理担当者 (情報システムセキュリティ管理者)	労災保険業務課長補佐 (運用担当)
	本省管理者 (課室情報セキュリティ責任者)	総務課長	本省管理担当者	総務課長補佐(総務担当)
		労働条件政策課長		労働条件政策課長補佐 (管理担当)
		監督課長		監督課副主任監察官 (管理担当) 監督課監察官 (企画・法規担当)
		安全衛生部 計画課長		安全衛生部計画課長補佐 (管理担当)
		労災管理課長		労災管理課長補佐 (総務担当)
		補償課長		補償課長補佐(業務担当)
局	局管理者	労働局長		
	局管理者代理	労働基準部長		

	局副管理者 (情報システムセキュリティ管理者 (運用管理))	労働基準部 監督課長	局副管理担当者	局副管理者が指名する者
	局課室管理者	総務部総務課長	局課室管理担当者	局課室管理者が指名する者
		総務部会計課長		
		総務部企画室長		
		労働保険徴収部 徴収課長		
		総務部 労働保険 徴収課(室)長		
		労働保険徴収部 適用・事務組合課長		
		総務部 労働保険 適用・事務組合課長		
		労働基準部 監督課長		
		労働基準部 労働時間課長		
		労働基準部 安全課長		
		労働基準部 健康課長		
		労働基準部 健康安全課長		
署	操作カード管理者	労働基準部 労災補償課長	操作カード管理担当者	局の操作カード管理者が 指名する者 (複数庁舎に分かれた労災補 償課においても指名する。)
	署管理者 (情報システムセキュリティ管理者(運 用管理))	署長	署管理担当者	次長(複数次長制署では管 理担当)、次長制以外の署で は、監督課長又は監督・安 衛課長(支署監督課長又は 支署監督・安衛課長を含 む。)
	操作カード管理者	署長	操作カード管理担当者	署の操作カード管理者が 指名する者 (庶務担当職員及び監督安 全衛生担当職員(課長級職 員)に限る。)

(2) 各管理者等の事務内容

規程に示された各管理者等における固有事務並びに委任事務は次のとおりである。

管理者	事務内容
統括管理者	【固有事務】 [規程第3条第3項第1号:システムの管理に関すること] 1 要領の改廃 [規程第3条第3項第2号:システムの情報セキュリティに関すること] 1 システムの業務処理権限規制等(電子申請関連業務を含む。)の決定 [規程第21条第1項第1号] 1 本省管理者又は局管理者から運用管理者を経由して提出される「システム管理規程違反関係報告書」(以下「管理規程違反関係報告書」という。)の受領及び措置 [規程第21条第1項第2号] 1 本省管理者又は局管理者から運用管理者を経由して提出される「システム端末装置等損害報告書」(以下「端末装置等損害報告書」という。)の受領及び措置
副統括管理者	【固有事務】 [規程第4条第3項] 1 システムの管理に関する本省管理者、局管理者、使用者への指示等 2 情報セキュリティに関する本省管理者、局管理者、使用者への指示等 [規程第21条第1項第1号] 1 本省管理者又は局管理者から運用管理者を経由して提出される「管理規程違反関係報告書」の受領及び措置 [規程第21条第1項第2号] 1 本省管理者又は局管理者から運用管理者を経由して提出される「端末装置等損害報告書」の受領及び措置 【統括管理者からの委任事務】 [規程第3条第3項第3号:システムの利用に関すること] 1 システムの利用者に対する制限措置等の決定
運用管理者	【固有事務】 [規程第5条第3項第1号:システムの端末装置等に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の管理に関する指示等で重要なもの (2) 端末装置等の移設に関するもの [規程第5条第3項第2号:システムの運用に関すること] 1 システムの運用に関する指示等で重要なもの 2 グループウェア内の電子会議室(以下「電子掲示板」という。)の管理に関する本省管理者、局管理者、使用者への指示等 [規程第5条第3項第3号:システムの報告に関すること] 1 統括管理者への報告書の受付及び回付 (1) 管理規程違反関係報告書 (2) 端末装置等損害報告書 2 運用管理者への報告等の受理及び措置 (1) システム端末装置等の移設等申請書(以下「端末装置等の移設等申請書」という。)

運用管理担当者	【固有事務】 [規程第5条第3項第1号:システムの端末装置等に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の管理に関する指示等 (2) 端末装置等の保守に関する指示等 [規程第5条第3項第2号:システムの運用に関すること] 1 システムの運用に関する指示等(労災レセプト電算処理システムの運用に関する指示等については、労災保険業務課長補佐(短期給付担当)が行うこととする。) [規程第5条第3項第3号:システムの報告に関すること] 1 運用管理担当者等への報告書等の受理及び措置 (1) システム市区町村合併等報告書(以下「市区町村合併等報告書」という。) (2) 監督署名称所在地等変更申請書 (3) システムインターネット閲覧禁止URL登録・解除申請書(以下「インターネット閲覧禁止URL登録・解除申請書」という。) (4) システムアカウントロック解除等申請書(以下「アカウントロック解除等申請書」という。) (5) システムパスワード忘却届(以下「パスワード忘却届」という。)(管理用) (6) パスワード忘却届(一般用) (7) USB 接続機器使用許可申請書 (8) 職員の責による端末装置等故障報告書
本省管理者	【固有事務】 [規程第6条第3項第1号:部課におけるシステムの管理に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の移設 [規程第6条第3項第2号:部課におけるシステムの情報セキュリティに関すること] 1 情報の管理 [規程第21条第1項第1号] 1 「管理規程違反関係報告書」の統括管理者及び副統括管理者(運用管理者経由)への提出 [規程第21条第1項第2号] 1 「端末装置等損害報告書」の統括管理者及び副統括管理者(運用管理者経由)への提出
本省管理担当者	【固有事務】 [規程第6条第3項第1号:部課におけるシステムの管理に関すること] 1 システム異常・障害等発生時の連絡及び部内又は課内への周知 2 端末装置等に損害等が発生した場合の運用管理担当者への緊急連絡 3 運用管理担当者等への報告書等の提出 【本省管理者からの委任事務】 [規程第6条第3項第1号:部課におけるシステムの管理に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の管理 (2) 端末装置等の保守 2 ユーザ情報の登録・変更手続

局 管 理 者	【固有事務】 [規程第8条第3項第1号:局におけるシステムの管理に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の移設 (2) 端末装置等の盗難、損壊等の対策 [規程第8条第3項第3号:局におけるシステムの利用に関すること] 1 局内のシステムの利用方法に関すること [規程第9条第6項] 1 局副管理者から提出される「局副管理担当者指名・変更報告書」の受理 [規程第10条第6項] 1 局課室管理者から提出される「局課室管理担当者指名・変更報告書」の受理 [規程第21条第1項第1号] 1 「管理規程違反関係報告書」の統括管理者及び副統括管理者(運用管理者経由)への提出 [規程第21条第1項第2号] 1 「端末装置等損害報告書」の統括管理者及び副統括管理者(運用管理者経由)への提出 [規程第21条第1項第3号] 1 局課室管理者及び署管理者から提出される「管理規程違反関係報告書」及び「端末装置等損害報告書」の統括管理者及び副統括管理者(運用管理者経由)への提出 [規程第22条第1号] 1 局課室管理者又は署管理者から提出される「管理規程違反関係報告書」の受理 [規程第22条第2号] 1 局課室管理者又は署管理者から提出される「端末装置等損害報告書」の受理
局 副 管 理 者	【固有事務】 [規程第9条第3項] 1 システムの管理に関する局課室管理者、署管理者、使用者への指示等 2 情報セキュリティに関する局課室管理者、署管理者、使用者への指示等 [規程第9条第6項] 1 「局副管理担当者指名・変更報告書」の局管理者への提出 [規程第10条第6項] 1 局課室管理者から提出される「局課室管理担当者指名・変更報告書」の受付及び局管理者への回付 [規程第22条第1号] 1 局課室管理者又は署管理者から提出される「管理規程違反関係報告書」の受付及び局管理者への回付 [規程第22条第2号] 1 局課室管理者又は署管理者から提出される「端末装置等損害報告書」の受付及び局管理者への回付 【局管理者からの委任性務】 [規程第8条第3項第1号:局におけるシステムの管理に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の管理 (2) 端末装置等の保守 2 消耗品の管理 3 帳票の管理 4 ユーザ情報の管理 5 電子掲示板(個別掲示板の労働局内掲示板及び労働局監督署間掲示板)の管理 [規程第8条第3項第2号:局におけるシステムの情報セキュリティに関すること] 1 情報の管理 [規程第8条第3項第3号:局におけるシステムの利用に関すること] 1 局・署職員のユーザ情報登録・変更申請書の提出
局 副 管 理 担 当 者	【固有事務】 [規程第8条第3項第1号:局におけるシステムの管理に関すること] 1 運用管理担当者等との連絡調整等 2 運用管理担当者等からの伝達事項についての局及び署への周知 3 システム異常・障害等発生時の局各課管理者又は署管理者への連絡等 4 端末装置等に損害等が発生した場合の運用管理担当者への緊急連絡 5 運用管理担当者等への報告等の提出

	【局副管理者からの委任事務】 [規程第8条第3項第1号:局におけるシステムの管理に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の管理 (2) 端末装置等の保守 2 消耗品の管理 3 帳票の管理 4 電子掲示板(個別掲示板の労働局内掲示板及び労働局監督署間掲示板)の管理 [規程第8条第3項第3号:局におけるシステムの利用に関すること] 1 局・署職員のユーザ情報登録・変更申請書の作成
局課室管理者	【固有事務】 [規程第10条第3項第2号:局課室におけるシステムの情報セキュリティに関すること] 1 情報の管理 [規程第10条第6項] 1 「局課室管理担当者指名・変更報告書」の局管理者(局副管理者経由)への提出 [規程第22条第1号] 1 「管理規程違反関係報告書」の局管理者(局副管理者経由)への提出 [規程第22条第2号] 1 「端末装置等損害報告書」の局管理者(局副管理者経由)への提出
局課室管理担当者	【固有事務】 [規程第10条第3項第1号:局課室におけるシステムの管理に関すること] 1 システム異常・障害等発生時の課室内職員への連絡等 2 端末装置等に損害等が発生した場合の局副管理担当者への緊急連絡 3 運用管理担当者等への報告書等の提出 【局課室管理者からの委任事務】 [規程第10条第3項第1号:局課室におけるシステムの管理に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の管理 (2) 端末装置等の保守 2 消耗品の管理 3 帳票の管理
署管理者	【固有事務】 [規程第11条第3項第2号:署におけるシステムの情報セキュリティに関すること] 1 情報の管理 2 端末装置等の盗難、損壊等の対策 [規程第22条第1号] 1 「管理規程違反関係報告書」の局管理者(局副管理者経由)への提出 [規程第22条第2号] 1 「端末装置等損害報告書」の局管理者(局副管理者経由)への提出
署管理担当者	【固有事務】 [規程第11条第3項第1号:署におけるシステムの管理に関すること] 1 システム異常・障害等発生時の署内職員への連絡等 2 端末装置等に損害等が発生した場合の局副管理担当者への緊急連絡 3 運用管理担当者等への報告書等の提出 【署管理者からの委任事務】 [規程第11条第3項第1号:署におけるシステムの管理に関すること] 1 端末装置等の管理 (1) 端末装置等の管理 (2) 端末装置等の保守 2 消耗品の管理 3 帳票の管理 4 電子掲示板(個別掲示板の労働局監督署間掲示板及び監督署内掲示板)の管理

操作カード管理者	【固有事務】 操作カードの管理・保管に関すること
操作カード管理担当者	【操作カード管理者からの委任事務】 操作カードの管理・保管に関すること

2 端末装置等の管理

(1) 端末装置等

規程第1条第1項における「端末装置等」は、下記ア～キに掲げるものとする。

- ア Thin Client (Thin Client 本体、モニタ (17 インチ)、マウス及びキーボードの総称。)
- イ Fat Client (Fat Client 本体、モニタ (22 インチ)、マウス、キーボード、ICカードリーダライタ、OCRスキャナ、OCR専用プリンタ、フラットベッドスキャナ及びUPS (無停電源装置)の総称。)
- ウ モバイル端末 (モバイル端末本体、マウス、データ通信カード、労働基準行政システム用トークン及びモバイルプリンタの総称。)
- エ KC (労働基準システム接続用媒体)
- オ 汎用プリンタ
- カ DVDドライブ
- キ Net Thin Client (Net Thin Client 本体、モニタ (17 インチ)、マウス及びキーボードの総称。)

(2) 端末装置等の管理

ア 端末装置等の配備状況の管理

規程第14条第1号の規定による端末装置等の所在の把握は、次のとおりとする。

端末装置等の配布台数について変更がある場合には、別途労災保険業務課より通知する。局管理者は、「端末装置等配備状況報告書」を作成し、これに基づき管理すること。

端末装置関係の報告・申請は、「第4 1 (1)」のとおりである。

イ 統合ネットワーク関連機器、署LAN設備及び端末装置等の管理

[Redacted content]

ウ システムの保守管理

システムの保守管理体制は、以下のとおりである。

システムのうち、労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム（以下「労働基準行政システム」という。）は、

- ・労働基準行政システム全体の運用を統括する運用管理者
- ・労働基準行政システムの運用を行う運用業者
- ・ハードウェア／市販ソフトウェアを管理するHW／PP保守業者
- ・局LAN設備を管理する局LAN保守業者
- ・署LAN設備を管理する署LAN保守業者
- ・業務アプリケーションを管理する業務アプリケーション保守業者
- ・統合ネットワークを管理する統合ネットワーク保守業者（以下「指定業者」という。）

が保守作業等を行う。

システムのうち、労災レセプト電算処理システム（以下「労レセシステム」という。）は、

- ・労レセシステム全体を統括する統括責任者
- ・労レセシステムの運用を行う運用業者
- ・ハードウェア、ソフトウェア等を管理するハードウェア等導入保守業者
- ・業務アプリケーションを管理するアプリケーション保守業者

が保守作業を行う。

(3) 端末装置等の点検及び障害復旧対応

ア 作業の実施者

システムの端末装置等の作業は、指定業者が行うので、局副管理担当者及び署管理担当者は、指定業者の作業員が作業を行う場合には、これに立ち会うこと。

イ 作業

作業は、定期的に行うものと随時行われるものがある。

(ア) 定期点検作業（Thin Client 及び Net Thin Client を除く。）

実施時期は、年1回以上（定期）。具体的な実施日時については、事前に指定業者と調整するものとする。

(イ) 障害復旧作業

端末装置等に異常が発生した場合には、その状況に応じ障害復旧作業として随時保守作業が行われる場合があるが、その対応については、「第3 7 システム異常・障害時における対応」により対処すること。

ウ 作業記録

(4) 端末装置等の移設等

ア 移設等に係る留意事項

(イ) 電源工事等の事前工事に係る経費

本省において必要があると認めるときは、本省は工事変更を指示することがあるので留意すること。

[illegible][illegible]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 消耗品の管理

(1) OCRスキャナ消耗品、トナー類

定期点検時に必要となる OCR スキャナ消耗品並びに FatClient の OCR プリンタ及び汎用プリンタのトナー類については、本省において一括購入する。

(2) その他消耗品

印刷用紙・モバイルプリンタ用トナー等、本省から消耗品費を示達する消耗品については、局署において必要に応じ購入すること。

なお、購入する消耗品のうち、型番の指定等のあるものは、運用管理者等が事務連絡等にて指示するものを購入すること。

(3) 一部帳票

一部帳票については、本省から管理換を行うので、留意すること。

4 ユーザ情報の管理

(1) ユーザ情報の管理

[Redacted text block]

(2) ユーザ情報の登録・変更等の手続

[Redacted text block]

5 情報の管理

(1) 情報セキュリティの啓蒙

本省管理者及び局管理者は、使用者の情報セキュリティの意識を向上させるために、管理下の使用者に対してあらゆる機会を通じて啓蒙に努めること。

(2) 情報漏洩等が発生した場合の報告

管理者は、規程第 18 条に抵触する事象を把握した場合又は報告があった場合には、「第 4 1 (3)イ」に基づき報告を行うこと。

(3) システムにおける業務処理権限規制

業務処理権限については、別途オンラインマニュアルに記載する。

第3 運用

1 システムの使用

(1) IDの種類

[illegible][illegible]

(2) パスワード

[REDACTED]

(3) 端末装置等の取扱い

ア 端末装置等の改造等の禁止

端末装置等は、指定業者の所有物であるので、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

イ ソフトウェアの取扱い

規程第 16 条第 2 号の規定によるシステムにインストールされているソフトウェアの取扱いについては、次のとおりとする。

- a 運用管理者が提供する以外のソフトウェアをインストールしてはならない。
- b インストールされているソフトウェアを複製・改造等をしてはならない。

ウ システムの設定の変更

規程第 16 条第 4 号の規定によるシステムの設定の変更については、各使用者のユーザ ID でログオンした場合のみに限り、次に示す範囲とする。

- a ダブルクリックの速度等マウスのプロパティによって変更可能な事項
- b 背景及びスクリーンセーバ等、画面のプロパティによって変更可能な事項（た

だし、新たなスクリーンセーバ、背景等を組み込んではいない。）

- c 日本語入力（IME、ATOK）のプロパティ並びにワープロソフト及び表計算ソフトのオートコレクト、ユーザ設定又はオプション設定によって変更可能な事項
- d カーソル点滅速度等キーボードのプロパティによって変更可能な事項

エ ファイル

規程第 16 条第 3 号の規定によるシステムで使用禁止とするファイルは、次のとおりである。

- a プログラムファイル（運用管理者が提供するものを除く。）
- b 音声及び動画ファイル（業務を推進する上で必要不可欠であり、局課室管理者又は署管理者が承認したものを除く。）
- c システムの端末装置以外のパソコンで作成されたマクロ（作業等を登録して実行できる機能）が組み込まれたファイル（既にシステム上で保存され、不具合等が発生していないマクロファイル又は、システムに取り込む際にマクロを無効にする場合を除く。）
- d 画像ファイル（業務を推進する上で必要不可欠であり、局課室管理者又は署管理者が承認したものを除く。）

なお、承認された画像ファイルであっても、個人用フォルダ及び共有フォルダへの保存に当たっては、「第 3 5」に記載する使用可能容量を超えないように注意すること。

オ 規程第 15 条第 2 号の規定による指示された端末装置等

規程第 15 条第 2 号の規定による指示された端末装置等とは、次のとおりである。

なお、Thin Client 及び Net Thin Client 本体の USB ポートに規程第 15 条第 2 号の規定による指示された端末装置等を接続する場合は、システムへのログイン前に接続を行い、システムへのログオフ後に切断を行うこと。

(ア) モニタ（Thin Client 用及び Net Thin Client 用並びに Fat Client 用）

Thin Client 及び Net Thin Client 本体には 17 インチのモニタ、Fat Client には 22 インチのモニタが標準で VGA 端子に接続される。標準添付品以外の装置は使用しないこと。

(イ) マウス及びキーボード

Thin Client 及び Net Thin Client 本体には、スクロール機能付き光学マウスとテンキー付き小型キーボードが標準で USB ポートに接続される。標準添付品以外のマウス及びキーボードを接続した場合、Thin Client 又は Net Thin Client の動作が不安定になる可能性があるので使用しないこと。

(ウ) DVD ドライブ

DVD ドライブは、Fat Client 及び Thin Client の USB ポートに接続して使用すること。なお、標準添付品以外の装置に関しては使用しないこと。

(エ) IC カードリーダーライター

I Cカードリーダーライターは、Fat Client のUSBポートに接続して使用すること。
また、Thin Client 及び Net Thin Client に接続して使用することはできないので留意すること。なお、標準添付品以外の装置に関しては使用しないこと。

(オ) 汎用プリンタ

汎用プリンタは、HUB経由でシステムに接続される。標準添付品以外の装置は使用しないこと。

(カ) OCRスキャナ、OCR専用プリンタ及びフラットベッドスキャナ

Fat Client 本体には、OCRスキャナ、OCR専用プリンタ及びフラットベッドスキャナが標準でUSBポートに接続される（フラットベッドスキャナは局において免許登録に関する業務を行う Fat Client 1 台のみに接続する）。標準添付品以外の装置は使用しないこと。

(キ) UPS（無停電電源装置）

Fat Client 本体には、UPSが標準でUSBポートに接続される。標準添付品以外の装置は使用しないこと。

(ク) データ通信カード

モバイル端末を庁外で利用するに当たり、統合ネットワークにダイヤルアップ接続を行うために使用する。

(ケ) モバイルプリンタ

モバイルプリンタは、モバイル端末本体にUSBケーブルで接続する。標準添付品以外の装置は使用しないこと。

(4) 重要情報の電磁的記録媒体への保存及び送信並びに削除

使用者は、システムで取り扱う個人情報や企業の競争上の秘密に関する情報等の重要情報（以下「重要情報」という。）を電磁的記録媒体（システム領域及び外部電磁的記録媒体）に保存する場合及びメールで送信する場合には、システムの機能を利用して適切に暗号化を実施すること。

また、重要情報をメールで送信する場合には、パスワードを重要情報を添付した同一のメールに記載せずに別メールで送付するなど重要情報の安全確保を図ること。

さらに、重要情報は、保存する必要がなくなった時点で速やかに電磁的記録媒体から削除すること。

(5) 外部電磁的記録媒体の取扱い

ア 外部電磁的記録媒体については、次のとおりである。

- a USBメモリ（労災保険業務課が配付したものに限る。Fat Client 及び Net Thin Client のみ使用できる。）
- b DVD（CDを含む。（以下「DVD」という。））
- c 外付けHDD（労災保険業務課が配付したものに限る。Fat Client のみ使用できる。）

イ 使用者は、外部電磁的記録媒体の取扱いについて、次に掲げる事項及び手順を遵守すること。

a 外部電磁的記録媒体の利用に当たっては、「外部電磁的記録媒体庁内使用管理簿」による管理を徹底するとともに、数量を確認の上、施錠可能な場所に保管する等、適切な管理を行うこと。

b システムの情報をデータファイルとしてシステム領域と外部電磁的記録媒体との間を移動させる場合には、真に業務上やむを得ない場合であって、かつ、局課室管理者又は署管理者の承認を得た場合に限られること。

また、重要情報が保存されている外部電磁的記録媒体を庁舎外へ持ち出してはならないこと。ただし、会議、監査、出張業務等行政事務を遂行する目的でシステムの情報が保存された外部電磁的記録媒体を持ち出すことが必要不可欠な場合は、例外として必要最小限の範囲内で庁外に持ち出すこともできることとする。この場合は、厚生労働省情報セキュリティポリシー等に従い、持出し許可簿等を備え付け、局課室管理者又は署管理者に届出の上、承認を受けること。

c システムの情報が保存されている外部電磁的記録媒体については、情報セキュリティ確保の観点から、システム以外の他ネットワークシステムのパソコン等で使用してはならないこと。ただし、講習会の説明資料等、真に業務上やむを得ない場合であって、局課室管理者又は署管理者の承認を得た場合には、DVDに必要最小限の範囲内で情報をコピーして利用するものとする。また、他ネットワークシステムのパソコン等で使用したDVDは、自局署へ持ち帰りシステムでの再利用はしない等リスクに応じた措置を講じること。

なお、万が一、システムの情報の漏洩（外部電磁的記録媒体の紛失を含む。）が起こった場合は、直ちに労災保険業務課運用班に口頭連絡を先行させるなど、「第4 1(3)イ」に従い所定の手続を行うこと。

d システムの情報が保存されている外部電磁的記録媒体が不要になった場合は、システムの情報が復元できないように物理的に処理した上で廃棄すること。ただし、労災保険業務課が配布した外部電磁的記録媒体については、労災保険業務課に返還することし、労災保険業務課において廃棄処分を行う。

(6) 使用の制限

使用者が規程に違反したときは、運用管理者は、当該使用者に対してシステムの使用の制限又は禁止若しくは当該使用者ユーザIDの削除等の措置を講じることができる。

2 電子メール

(1) Thin Client 及び Fat Client からの電子メールの利用

[Redacted text block]

(2) Net Thin Client からの電子メールの利用

[Redacted text block]

3 グループウェア機能

グループウェア機能については、次のとおりとする。

(1) スケジュール

スケジュールの使用については、任意とする。

(2) 施設情報

施設管理機能の使用については、局管理者及び署管理者に委ねるものとする。

なお、使用する場合の運用管理ルールについては、局・署において定めるものとする。

(3) 電子会議室

電子掲示板（以下「掲示板」という。）の使用例は、次のとおりである。

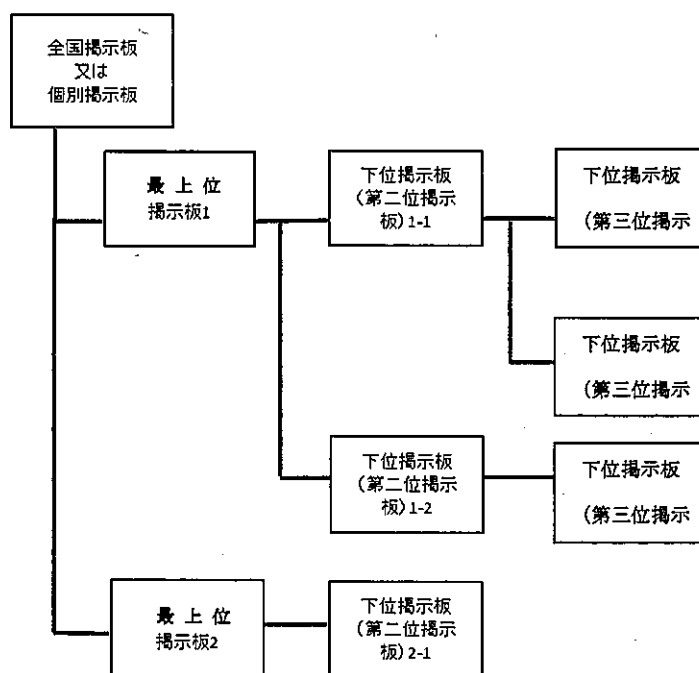
ア 掲示板に記事を登録し、組織の中でその周知・共有化を図ること。

イ 必要な記事を登録し、これに対して他の職員に記事を周知・共有化させること

(ア) 掲示板の構成

掲示板の種類は、全体掲示板と個別掲示板2つに大別され、それぞれ作成権限のある者が下位階層の掲示板を作成することで構成される。掲示板の種類に応じてユーザごとに掲示板の作成・削除、記事の参照及び記事の登録・削除権限が設定されている。

图 3-3-1



(イ) システムにおける掲示板の権限

システムにおける掲示板の権限は、次のとおりである。

[illegible]

- e 掲示板の不要な記事については、適宜、削除・整理を行うこと。

エ 掲示板の運用

原則として掲示板の作成については、管理者を通じて行うこと。

使用者のユーザIDで掲示板の作成、記事の登録をした場合、人事異動でその使用者が他局署に転出した場合は、削除権限をもつユーザID以外では、掲示板又は掲示板に掲載した記事の削除ができなくなるので、不要なものを整理するよう留意すること。

その他、掲示板の作成、記事登録に関する掲示板の制限事項は、次のとおりである。

- a 使用者による最上位掲示板への登録
- b 使用者による下位掲示板の作成
- c 副統括管理者及び運用管理担当者以外のシステム掲示板及びテンプレート集への記事登録
- d 業務に関連のない内容又は社会常識に反する内容の記事登録
- e 約10MB以上のファイルの記事登録

4 インターネット接続

(1) インターネット接続先

インターネット接続については、次のとおりである。

5 ファイル等の保存及び削除

使用者は、定められた使用可能容量を超過して使用しないこと。なお、使用可能容量を超過して使用している場合は、警告の上ファイルを削除することがあるので注意すること。

(1) 保存

ア 個人文書領域

イ 共用文書領域

(2) 削除

6 運用時間等

(1) 業務処理の運用時間

職員ポータル画面から起動できる業務処理の運用時間は、次のとおりである。

業務区分	業務処理名称	運用時間
共通 1	通達・事務連絡	■■■■■ ■■

	二次健康診断等給付	
	アフターケア	
	義肢等補装具費	
	年金給付	
	統計	
	メリット	
	共通検索	
	支払・債権	
	審査業務支援	
	特別加入	
	労災レセプト電算処理システム	

(2) 端末装置等の起動時間（電源投入・切断）

[Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

7 システム異常・障害時における対応

(1) 使用者による対応

端末装置等の使用中あるいは使用しようとしたときに異常が発生した場合の対応は、次のとおりである。

[Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[illegible]

8 ヘルプデスク

ヘルプデスクは、センタ設備内に設置され、システムの照会、故障等の受付等を行う。

(1) 業務内容

ヘルプデスクの業務内容は、次のとおりである。

ア 労働基準行政システム

業務 内容	・労働基準行政システムの異常・障害発生時の受付及び回答 ・端末装置等の故障受付・修理手配等の受付及び回答 ・端末装置等の操作及びその他不明事項の照会の受付及び回答 ・業務処理に関する照会の受付及び回答
----------	---

イ 労災レセプト電算処理システム

業務 内容	・ 労災レセプト電算処理システムの異常・障害発生時の受付及び回答 ・ 業務処理に関する照会の受付及び回答
----------	---

(2) ヘルプデスクへの各種受付

ヘルプデスクへの各種受付を行う場合は、受付時間内に行うこと。

なお、受付後の調査の結果、障害復旧作業が必要な場合には、各保守担当者（業務 AP

保守担当者、HW/PP 保守担当者、局 LAN 保守担当者等) に調査・対処依頼がなされ、各保守担当者により障害復旧作業が行われる。局署での出張復旧作業等が必要になる事案の場合には、使用者は所属元の局又は署管理者にその旨を連絡すること。

(3) ヘルプデスク連絡先

ア 労働基準行政システム

ヘルプデスク (8:00~20:00)			
TEL	■■■■■■■■■■	FAX	■■■■■■■■■■
E-mail	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		

イ 労災レセプト電算処理システム

ヘルプデスク (8:30~17:30)			
TEL	■■■■■■■■■■	FAX	■■■■■■■■■■
E-mail	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		

第4 報告

1 報告・申請等

システムにおける報告・申請等は、次のとおりである。

なお、報告・申請を行うに当たり統括管理者への報告書の受付窓口は、労災保険業務課運用班において行い、統括管理者及び副統括管理者へ回付することとする。局管理者への報告書の受付窓口は、都道府県労働局労働基準部監督課において行うこととする。報告書の提出方式（通達・事務連絡システム、メール、書類による郵送等）の選択については、局において定めるものとする。

(1) 端末装置関係

ア 端末装置等の移設等の申請

本省管理者及び局管理者は、端末装置等の移設等を行う場合は、「労働基準行政システム端末装置等の移設等申請書」を運用管理者まで提出すること。

(7) 移設等の手続の対象となる端末装置等

移設等の手続の対象となる端末装置等とは、次のとおりである。

[統合ネットワーク関連機器]

[署LAN設備]

[Thin Client]

[Net Thin Client]

[Fat Client]

[汎用プリンタ]

(注1) Thin Client 及び Net Thin Client の同一庁舎内における移設については、LAN 設備の有効範囲内で局署の職員が移動させる場合は、当該移設手続は必須でない。

ただし、同一庁舎内であっても局、署及び労災補償課分室間での移設については、手続が必要となることに留意すること。

(注2) 労災レセプト電算処理システムの稼働に伴い、追加配置された端末装置* (Thin Client、Fat Client、汎用プリンタ) については、当面の間、移設の範囲が局又は労災補償課分室に限定されるので、留意すること。

*ホスト名のラベルが赤色の端末

(注3) 端末装置の移設には移設費用が発生するため、必要最小限度にとどめること。

(イ) 工事の種類及び担当者

端末装置等の移設等に必要な工事の種類及び担当業者は、次のとおりである。

工事の種類	担当業者
移設等工事	指定業者
統合ネットワーク工事 署LAN設備工事 端末設置工事	
事前工事（電源工事等）	
	局発注業者

（注１）局（労災補償課分室を含む）のLAN設備工事は、大臣官房地方課が指定する業者が行うので、局の総務課経由で大臣官房地方課へ連絡すること。

（ウ） 移設等の申請時期

端末装置等の移設等に係る申請については、次のとおりである。

種別	内容の解説	申請時期	備考
移設	既設の端末装置等の一部又は全部の取外し及び移転後の再設置をいう。 新庁舎の竣工に伴う移転、庁舎の増改築等に伴う端末装置等の変更を含む。	取外し工事日の3か月前	取り外した端末装置等の一時保管が必要な場合は、別途協議すること。
一時取外し 再取付け	庁舎の内装工事等に伴う既設端末装置等の一部又は全部の取外し及び一時保管後の再設置をいう。 なお、再設置の際に設置場所の変更を伴う場合は、移設として取扱う。	取外し工事日の3か月前	
返納	局署において人事異動等の理由により Thin Client の返納が必要な場合をいう。	発令日後 遅滞なく	

（エ） 移設に係る業務の流れ

- a 移設先を確定し、端末装置等の移設が行える環境かどうかを確認する。この場合、その移設先の環境については、セキュリティ、温湿度、電源、ほこり、振動、水害等の設置環境（別紙１）に配慮すること。
- b 移設申請は、「端末装置等の移設等申請書」により、運用管理者宛てに行うこと。
- c 移設申請書受理後、本省にて指定業者に対し端末装置等の移設申込みを行う。
- d 指定業者が移設のための実地調査を行うので、局は日程等を調整するとともに、事前工事業者の立会い等これに協力すること。なお、移設のための実地調査は、各指定業者が実施するので、複数回対応する必要があることに留意すること。
- e 実地調査は、次の項目のうち、必要なものについて行う。

〔端末装置等移設予定場所〕

〔電気設備工事〕

〔コンセント工事〕

〔通信線配管設備工事〕

〔点検口の設置位置〕

〔端末装置等の搬入ルート〕

〔工事方法、工事手順及び工事スケジュール〕

- f 実地調査の結果は、指定業者から労災保険業務課宛てに報告されるので、局は、労災保険業務課の指示に基づき電源容量の増加等事前工事を発注すること。
 - g 事前工事終了後、指定業者が事前工事内容を確認するので、日程の調整を行うこと。
 - h 端末装置等の据付け等は、指定業者が行うので作業日の調整を行うこと。
 - i 端末装置等の据付け等の終了後、調整及び接続テストを行うので確認すること。
- (オ) 一時取外し、再取付けに係る業務の流れ
- a 様式「労働基準行政システム端末装置等の移設等申請書」により、一時取外し、再取付けの申請を運用管理者宛てに行うこと。
「労働基準システム端末装置等の移設等申請書」受理後、労災保険業務課において指定業者に端末装置等の一時取外し、再取付申込みを行う。
 - b 一時取外し、再取付けは、指定業者が行うので作業日の調整を行うこと。
 - c 再取付作業の終了後、調整及び接続テストを行うので確認すること。
- (カ) 返納
- a 様式「端末装置等の移設等申請書」により、端末装置等の返納申請を運用管理者宛てに行う。
 - b 返納の場合の回収は、指定業者が行うので日程の調整を行うこと。
- イ 端末装置等の配備状況の報告
- 局課室管理者及び署管理者は、端末装置等の配備状況に変更があった場合には、局管理者へ報告すること。局管理者は、端末装置等の配備状況に変更があった場合には、「端末装置等配備状況報告書」の更新を行うこと。また、「端末装置等配備状況報告書」を1年に1回、指定された締切日までに運用管理者まで報告すること。
- ウ 人事異動等に伴う端末装置等の振替、返納について
- 本省管理者及び局管理者は、当該局署において人事異動等の理由により端末装置等の振替、返納の必要が生じたときは、1(1)fにより定められた各手続を行うこと。
- エ USB接続機器使用許可申請書
- 本省管理担当者及び局副管理者は、業務上新規にUSBメモリ等のUSB接続機器をシステムに接続する必要がある場合は、「USB接続機器使用許可申請書」を運用管理担当者まで通達・事務連絡システムにより提出すること。(ただし、現行システムにおける使用は、情報セキュリティ確保の観点から労災保険業務課が配布したUSBメモリに限られるため、許可は受けられないことに留意すること。)
- オ 端末装置等の盗難・損壊等の報告
- (7) 本省の場合
- 本省管理者は、規程第21条第1項第2号の規定により統括管理者及び副統括管理者に「労働基準行政システム端末装置等損害報告書」を提出すること。

(イ) 局署の場合

局管理者は、規程第 21 条第 1 項第 2 号の規定により統括管理者及び副統括管理者に「労働基準行政システム端末装置等損害報告書」を提出すること。

局課室管理者及び署管理者は、規程第 22 条 2 号の規定により、使用者から規定第 20 条による報告を受けた場合には、局管理者に「労働基準行政システム端末装置等損害報告書」を提出すること。

(*) 端末装置等の盗難・損壊等発生時の緊急連絡経路

使用者は、端末装置等の盗難・損壊等を発見した場合には、規程第 20 条により、被害状況を所属先の管理担当者へ連絡し、所属先の管理担当者は、運用管理担当者に至急連絡すること（局課室管理担当者及び署管理担当者においては、局副管理担当者に連絡するとともに所属局署の管理者にも報告を行うこと。）。

なお、発生場所別の連絡経路は、次のとおりである。

発生場所	連絡経路
本省	使用者 → 本省管理担当者 → 運用管理担当者
局	使用者 → 局課室管理担当者 → 局副管理担当者 → 運用管理担当者 → 局副管理者
署	使用者 → 署管理担当者 → 局副管理担当者 → 運用管理担当者 → 局副管理者

運用管理者は、本省管理担当者又は局副管理担当者からの損害状況の内容を運用管理担当者から報告を受けた後、端末装置等の補充、交換等の手配を行う。

カ 職員の責による端末装置等の故障等の報告

使用者は、その責による端末装置等の故障等についてヘルプデスクへ故障の対応を依頼した場合は、所属の管理担当者を通じて本省管理担当者又は局副管理者に連絡すること。連絡を受けた本省管理担当者又は局副管理者は、「職員の責による端末装置等故障報告書」を運用管理担当者まで通達・事務連絡システムにより提出すること。

(2) ユーザ ID・パスワード関係

ア ユーザ情報の登録・変更等

本省管理担当者及び局副管理者は、人事異動又はその他の理由によるユーザ情報の変更等が必要な場合には、「登録申請書」を運用管理担当者まで通達・事務連絡システムにより提出すること。

また、人事異動等により個人番号を取り扱う業務に変更が生じる場合は、速やかに「登録申請書」を提出すること。

申請種別	申請内容・契機
新規登録	新規にユーザを登録する場合
人事異動	人事異動により本務に変更がある場合
退職	退職によりアカウントを停止する場合
所属情報変更	役職名・官職名等、所属情報を変更する、また併任を解除する場合
姓名変更	他の情報は変わらず氏名に変更があった場合
出向出	出向(厚生労働省内の労働基準行政システム対象外の組織への異動を含む)によりアカウントを停止する場合
出向入	出向出からの復帰により停止したアカウントを再開させる場合
新規登録(併任)	新規登録と同時に併任所属を追加する場合
人事異動(併任)	人事異動(本務の変更)と同時に併任所属を追加する場合
所属情報変更(併任)	本務変更が無い場合の、併任の追加及び併任の情報を変更する場合
出向入(併任)	出向入と同時に併任所属を追加する場合

*小笠原総合事務所のユーザは、併任として申請せず、新規申請とすること。

イ ユーザ情報の登録・変更等の手続き方法

処理の流れ、内容については以下のとおりである。

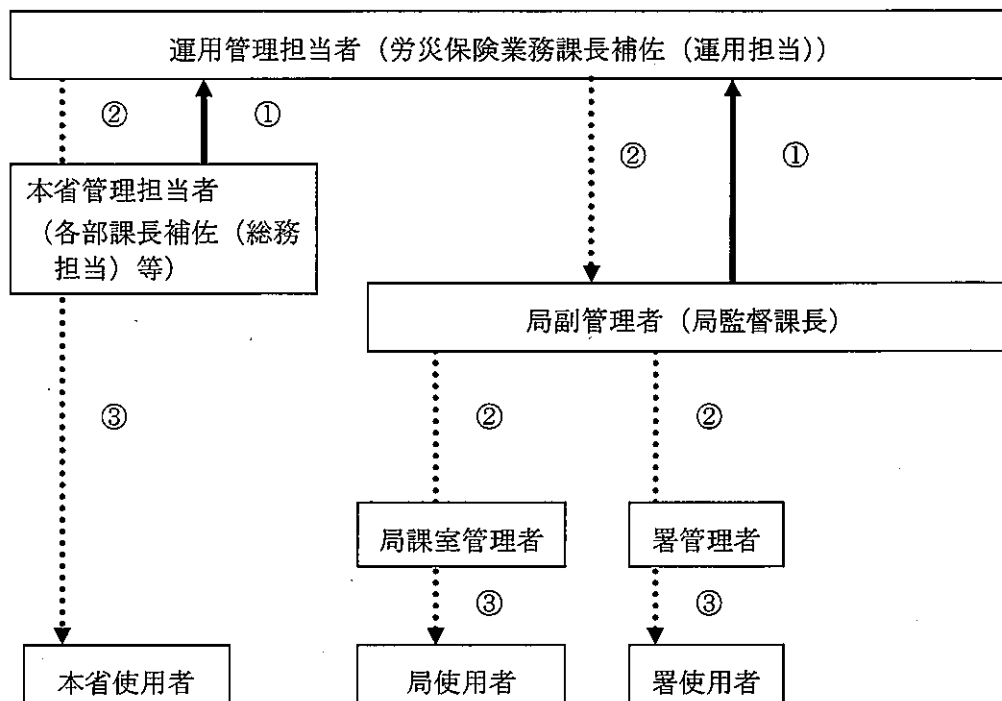
(ア) 本省の場合

本省管理担当者は、「ユーザ情報登録・変更申請書」(以下「登録申請書」という。)に必須事項を入力し、運用管理担当者宛てに「通達・事務連絡管理システム」(以下「通達・事務連絡システム」という。)にて報告を行う。送信する際には、「送信時に全文検索自動登録を行う」のチェックボックス☑を☐に変更すること。

(イ) 局の場合

局副管理担当者が登録申請書に必要事項を入力した上で、局副管理者が運用管理担当者宛てに通達・事務連絡システムにて報告を行う。送信する際には、「送信時に全文検索自動登録を行う」のチェックボックス☑を☐に変更すること。

ユーザ情報の登録・変更等の手続の流れ



【登録・変更等の手続きの流れ】

本省の場合

- ① 本省管理担当者は「登録申請書」を運用管理担当者に提出する。(※変更処理時の場合は、この時点で手続完了)
- ② 処理完了後、本省管理担当者に労働基準行政システムより、ユーザ ID 等が自動通知メールで送信される(※ 新規採用や姓名変更等により新たな ID を付与された場合のみ) ので、本省管理担当者は、使用者本人に通知する。

局署の場合

- ① 局副管理者は、「登録申請書」を運用管理担当者に提出する。(※変更処理時の場合は、この時点で手続完了)
- ② 処理完了後、局副管理者に労働基準行政システムより、ユーザ ID 等が自動通知メールで送信される(※新規採用や姓名変更等により新たな ID を付与された場合のみ) ので、局副管理者は、局課室管理者及び署管理者に通知する。
- ③ 局課室管理者及び署管理者は、ユーザ ID 等を使用者本人に通知する(※新規採用や姓名変更等により新たな ID を付与された場合のみ)。

ウ アカウントロック解除等申請

本省、局、署の使用者が、アカウントロックの解除等を申請する場合には、本省管理担当者、局副管理担当者及び署管理担当者は、「労働基準行政システムアカウントロック解除等申請書」を、運用管理担当者まで提出すること。

エ パスワード忘却届（管理用）

本省管理担当者、局副管理担当者及び署管理担当者は、管理用パスワードを忘却した場合には、「労働基準行政システムパスワード忘却届（管理用）」を運用管理担当者まで提出すること。

オ パスワード忘却届（一般用）

本省管理担当者、局課室管理担当者及び署管理担当者は、使用者からパスワード忘却の申し出があった場合には、「労働基準行政システムパスワード忘却届（一般用）」を運用管理担当者まで提出すること。

(3) 規程違反関係

ア 規程第 21 条第 1 項第 1 号及び第 22 条第 1 号に定める報告については、次のとおりである。

(ア) 本省の場合

本省管理者は、規程第 15 条及び第 16 条の規定に抵触する行為を把握又は報告を受けた場合には、速やかに「管理規程違反関係報告書」を通達・事務連絡システムにより提出すること。

(イ) 局署の場合

局管理者は、局課室管理者又は署管理者より規程第 22 条第 1 号に定める報告を受けた場合には、速やかに「管理規程違反関係報告書」を通達・事務連絡システムにより提出すること。

局課室管理者又は署管理者は、規程第 15 条及び第 16 条の規定に抵触する行為を把握又は報告を受けた場合には、「労働基準行政システム管理規程違反関係報告書」を局管理者に提出すること。

イ 情報漏洩等が発生した場合の報告

(ア) 本省の場合

上記(3)ア(ア)と同様。ただし、情報を把握した段階で直ちに労災保険業務課運用班宛て電話等により第一報を入れること。

(イ) 局署の場合

上記(3)ア(イ)と同様。ただし、情報を把握した段階で直ちに局管理者を経由して労災保険業務課運用班宛て電話等により第一報を入れること。

(4) その他の報告・申請等

ア 局課室管理担当者指名・変更報告

- a 局副管理者は、規程第9条第6項に定める報告については、局管理者に「局副管理担当者指名・変更報告書」を提出すること。
- b 局課室管理者は、規程第10条第6項に定める報告については、局管理者に「局課室管理者等指名・変更報告書」を提出すること。

イ 停電連絡

局課室管理担当者又は署管理担当者は、局又は署において工事等で停電がある場合には、「停電作業等の届出書」を労働基準行政システムヘルプデスクまで提出すること。
(連携先：統合ネットワークヘルプデスク)

ウ インターネットの閲覧禁止URL登録・解除申請

局副管理者は、業務上、新たに閲覧を禁止したいホームページがある場合、又は、閲覧が禁止されているホームページの中で、業務上、新たに閲覧を希望する場合は、「労働基準行政システムインターネット閲覧禁止URL登録・解除申請書」を運用管理担当者まで通達・事務連絡システムにより提出すること。

エ 市区町村合併等の報告

局副管理者は、局内管轄地域において市区町村の合併又は名称変更等が行われる場合には、合併・名称変更等の実施日の2か月前までに「市区町村合併等報告書」を運用管理担当者まで通達・事務連絡システムにより提出すること。

オ 監督署名称所在地等変更申請

署管理者は、移転等により監督署の名称、所在地及び電話番号に変更が生じることが判明した場合には、速やかに「監督署名称所在地等変更申請書」を運用管理担当者まで通達・事務連絡システムにより提出すること。

2 報告・申請等様式

(1) システム関連の報告等様式

システム関連の報告等様式は、別表4-2-1のとおりである。

(2) 様式、記入要領及び記入例

様式、記入要領及び記入例については、下記3(1)から4(5)に示すとおりである。

(3) 様式の掲載場所

システムのオンラインマニュアルから申請・報告書類を入手すること。

職員ポータル画面の[業務メニュー]－[共通2]－[オンラインマニュアル]を選択、フォルダの一覧を表示する。

[オンラインマニュアル]のフォルダの一覧から、－[トラブルはこちら！]－[システム手続(様式)]を選択する。

別表 4-2-1 システム関連の報告等様式一覧

様式区分	様式名称	提出者	提出先	提出期限
(1) 端末装置等関係	端末装置等の移設等申請書	本省管理者 局管理者	運用管理者	工事の3か月前
	端末装置等配備状況報告書	局管理者		1年に1回(別途指示される締切まで)
	USB接続機器使用許可申請書	本省管理担当者 局副管理者	運用管理担当者	随時
	端末装置等損害報告書	本省管理者 局管理者	統括管理者及び 副統括管理者(運用管理者経由)	事象確認後速やかに
		局課室管理者 署管理者	局管理者(局副管理者経由)	
	職員の責による端末装置等故障報告書	本省管理担当者 局副管理者	運用管理担当者	
(2) ユーザ情報関係	ユーザ情報登録・変更申請書	本省管理担当者 局副管理者	運用管理担当者	毎週火曜日(火曜日が休日の場合は、直前の開庁日)。ただし4月1日付け人事異動に係るものを除く。
	アカウントロック解除等申請書	本省管理担当者 局課室管理担当者 署管理担当者	運用管理担当者	随時
	パスワード忘却届(管理用)	本省管理担当者 局副管理担当者 署管理担当者	運用管理担当者	随時
	パスワード忘却届(一般用)	本省管理担当者 局課室管理担当者 署管理担当者	運用管理担当者	随時
(3) 規程違反関係	管理規程違反関係報告書	本省管理者 局管理者	統括管理者及び 副統括管理者(運用管理者経由)	事象確認後速やかに
		局課室管理者 署管理者	局管理者(局副管理者経由)	
(4) その他関係	局副管理担当者指名・変更報告書	局副管理者	局管理者	指名後速やかに
	局課室管理担当者指名・変更報告書	局課室管理者		
	停電作業等の届出書	局課室管理担当者 署課室管理担当者	労働基準行政システムヘルプデスク (統合NWヘルプデスク)	随時
	インターネット閲覧禁止URL登録・解除申請書	本省管理担当者 局副管理者	運用管理担当者	随時
	市区町村合併等報告書	局副管理者	運用管理担当者	合併実施日の2か月前
	監督署名所在地等変更申請書	署管理者	運用管理担当者	申請の必要が判明した後速やかに

3 端末装置関係様式

(1) 端末装置等の移設等申請書

【記入要領】

[移設等対象局署の名称]

移設をする局署名を記入する。

[ホスト名]

移設等をする端末番号を記入する。

[移設等の内容]

該当するものを記入する。

移設

一時取外し、再取付け（※一時取外し、再取付けの最長期間は、1週間以内）

ThinClient の返納

[移設等の理由]

「〇〇署の新築移転のため」、「〇〇署の内装工事のため」等包括的な理由を記入する。

[移設等の時期]

端末装置等を取り外す日を記入する。

[移設等対象の端末装置等の台数]

該当する端末装置等の台数を記入する。

[現在の設置場所の所在地]

移設の場合のみ記入すること（合同庁舎、ビル等の場合、階数も記入のこと。）。

[移設後の予定場所の所在地]

移設の場合のみ記入すること（合同庁舎、ビル等の場合、階数も記入のこと。）。

[添付図面]

移設の場合は、移設先の端末装置等の配置図面、撤去及び一時取外し再取付けについては、対象となる端末装置等が把握できる図面を添付し、「別添図面」と記入すること。

[必要な事前工事の種類]

具体的な工事の種類を記入すること。

なお、記入しきれない場合には、別添とすること。

[移設等担当者氏名]

移設等に係る担当者の所属、氏名、連絡先を記入する。

【記入例】

労働基準行政システム端末装置等の移設等申請書

申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 運用管理者 労災保険業務課長 殿 申請者 本省管理者 〇〇課長 局管理者 〇〇労働局長 (公印省略) 次のとおり端末装置等の移設等を申請します。													
移設等対象部署の名称	〇〇〇労働基準監督署												
ホスト名													
移設等の内容	移設												
移設等の理由	〇〇署内装工事のため												
移設等の時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日												
移設対象の端末装置等の台数	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>統合ネットワーク関連機器</td> <td style="text-align: right;">1基</td> </tr> <tr> <td>署LAN設備</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>Thin Client</td> <td style="text-align: right;">16台</td> </tr> <tr> <td>Net Thin Client</td> <td style="text-align: right;">1台</td> </tr> <tr> <td>Fat Client</td> <td style="text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td>汎用プリンタ</td> <td style="text-align: right;">2台</td> </tr> </table>	統合ネットワーク関連機器	1基	署LAN設備	1式	Thin Client	16台	Net Thin Client	1台	Fat Client	2台	汎用プリンタ	2台
統合ネットワーク関連機器	1基												
署LAN設備	1式												
Thin Client	16台												
Net Thin Client	1台												
Fat Client	2台												
汎用プリンタ	2台												
現在の設置場所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇15-6 〇〇合同庁舎1F												
移設後の予定場所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇15-6 〇〇合同庁舎1F												
添付図面	別添のとおり												
必要な事前工事の種類	電気工事												
移設等担当者氏名	所属：〇〇労働基準監督署業務課 氏名：業務 太郎 連絡先：TEL ×××-×××-×××× 内線××× 所属：〇〇労働局監督課 氏名：監督 太郎 連絡先：TEL ×××-×××-×××× 内線×××												

(2) 端末装置等配備状況報告書

【記入要領】

[端末装置等]

局及び署に配備されている各装置の台数を記入する。

[職員]

局及び署における基準システム使用者の人数を記入する。

【記入例】

[illegible]

(3) USB接続機器使用許可申請書

【記入要領】

[届出年月日]

労災保険業務課に連絡した日を記入する。

[使用開始希望日]

USB接続機器の使用開始希望日を記入する。

[USB接続機器使用局署]

USB接続機器を使用する局署を記入する。

[USB接続機器使用許可申請理由]

USB接続機器を使用する理由を具体的に記入する。

[USB接続機器デバイスID]

USB接続機器が持つ固有のデバイスIDを記入する。

USB接続機器使用許可申請書(記載例)

平成〇年〇月〇日

運用管理担当者

労災保険業務課長補佐(運用担当) 殿

局副管理者

〇〇労働局労働基準部監督課:

次のとおりUSB接続機器の使用許可申請をします。

届出年月日	平成〇年〇月〇日
使用開始希望日	平成〇年〇月〇日
USB接続機器使用局署	〇〇局 〇〇労働基準監督署
USB接続機器使用許可申請理由	〇具体的に使用理由を書いて下さい。
①USBメモリをUSBポート(何処でも可)に挿入する ②「デバイスID取得」ボタンを押下する。 ③デバイスIDが表示される。 USB接続機器デバイスID デバイスID取得	Caption = I-O DATA USB Flash Disk USB Device SerialNo = USBSTORVDISK&VEN_I-O_DATA&PROD_USB_FLASH_DISK&REV_A2JAWA07090000005000 デバイスIDは2行又は4行表示されます。

(留意事項)

- ※1 USB接続機器1台につき、申請用紙1枚の作成をお願いします。
- ※2 USBポートにUSB接続機器を1台差し込み、デバイスID取得ボタンを押下して下さい。
(デジタルカメラなど、申請が不要な機械についてのデバイスIDは取得されません)
- ※3 デバイスID取得ボタンを押下する前にマクロ機能を有効にして下さい。
- ※4 USB接続機器の使用許可が可能であるか審査を行うため、申請用紙にUSB接続機器の製造メーカー、品番等が記載された資料(カタログPDF等)を添付して送付願います。

(4) 端末装置等損害報告書

【記入要領】

〔局・署名〕

端末装置等の損害が発生した局又は署名を記入する。

〔発生等年月日〕

端末装置等の損害が発生又は発見した年月日を記入する。

〔該当規定〕

1. 本省管理者が申請する場合以下を記入する。
規程第 21 条第 1 項第 2 号（端末装置等の盗難、損壊等による報告）
2. 局管理者が申請する場合以下を記入する。
規程第 22 条第 2 号（端末装置等の盗難、損壊等による報告）

〔損害種別〕

損害種別に該当する番号を右欄に記入する。

1. 盗難 第三者による盗難
2. 損壊等 第三者又は天災地変等による機器等の損壊

〔損害状況〕

機器名は、コンボボックスより該当するものを選択し、盗難、損壊等別に数量を記入する。

〔概要〕

損害の発見から報告に至るまでの経過を記入する。
概要欄に収まらない場合には、「別紙のとおり」でも可。

【記入例】

労働基準行政システム端末装置等損害報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日 統括管理者 厚生労働省労働基準局長 殿 副統括管理者 厚生労働省労働基準局総務課長 殿 本省管理者 〇〇課長 局管理者 〇〇労働局長 (公印省略) 次のとおり報告します。			
局課・署名	〇〇労働基準監督署		
発生等年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
該当規定	第 22 条第 2 号 (端末装置等の盗難、損壊等による報告)		
損害種別	2. 損壊等		
損害状況	機器名	数量	
		盗難	損壊等
	Thin Client		1
	Fat Client		1
概要	平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震により〇〇監督署に配備されている端末が落下したことにより、損壊したものである。		

(5) 職員の責による端末装置等故障報告書

【記入要領】

〔局・署名〕

職員の責による端末装置等の故障が発生した局又は署名を記入する。

〔発生等年月日〕

端末装置等の故障が発生又は発見した年月日を記入する。

〔故障状況〕

故障した機器名を記入する

〔概要〕

故障の状況と原因を記入する。

【様 式】

職員の責による端末装置等故障報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日		
運用管理担当者 労災保険業務課長補佐（運用担当） 殿		
本省管理担当者 〇〇課長補佐（〇〇担当） 副主任監察官（管理担当） 局副管理者 〇〇労働局労働基準部監督課長		
次のとおり報告します。		
局課・署名	〇〇労働基準監督署	
発生等年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
故障状況	機器名	数量
	Thin Client	1
概要	Thin Client のキーボードに飲み物をこぼしてしまった。 その後、キーボードの特定のキー複数（Shift キー、A、Q、S、D）を 押下しても全く反応しなくなった。	

4 ユーザID・パスワード関係様式

(1) ユーザ情報登録・変更申請書

【記入要領】

登録申請書は、エクセルマクロで制御されたファイルとなっている。

下記以外の項目はオンラインマニュアルに掲載された労働基準行政システム ユーザ情報登録・変更申請入力手順の内容に従って記入すること。

〔申請者情報／ユーザID〕

- a 本省の場合：本省管理担当者のユーザIDを入力する。
- b 局の場合：局副管理者のユーザIDを入力する。

〔申請者情報／申請者名〕

- a 本省の場合：本省管理担当者の氏名を入力する。
- b 局の場合：局副管理者の氏名を入力する。

〔申請者情報／所属組織名〕

- a 本省の場合：申請者の所属組織名を入力する。
- b 局の場合：〇〇労働局労働基準部監督課と記入する。

【個人番号に関連する権限の付与について】

〔個人番号事務権限〕

特定個人情報等の事務取扱担当者のうち、次の機械処理を行う者とする。

- a [redacted]
[redacted]
- b [redacted]
[redacted]
[redacted]

なお、付与対象者の標準的な例は次のとおりであるが、上記a、bの機械処理を行う者へは、個人番号事務権限の付与を可能とする。

(局) [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]

(署) [redacted]、[redacted]、[redacted]
[redacted]

〔個人番号アクセス記録閲覧権限〕

個人番号アクセス記録閲覧権限([redacted]
[redacted]
[redacted])の付与対象は次のとおりである。

- a 本省
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]
- b 局 ([redacted])
[redacted]、[redacted]、[redacted]
- c 署
[redacted]、[redacted]、[redacted]

ユ一ザ情報登録・変更申請書

・マクロを必ず有効に設定してから、入力を行って下さい！
※『オブション』を押して下さい

Figure 1. Screenshot of the data entry interface. The interface shows a list of countries with a red box highlighting the 'Country' column. The 'Country' column contains the text 'AFRICA'.

申請チェックボタン

[illegible]

(2) アカウントロック解除等申請書

【記入要領】

[届出年月日]

労災保険業務課運用班に連絡した日を記入する。

[所属部署名]

アカウントロック解除等の該当者が所属する部署名を記入する。

[解除等氏名]

アカウントロック解除等の該当者氏名を記入する。

[解除等ユーザID]

ユーザID通知書又は[]を記入する。

[連絡先]

連絡先の電話番号を記入する。

[アカウントロック等発生理由]

アカウントロック等が発生した理由を記入する。

【記入例】

労働基準行政システムアカウントロック解除等申請書

運用管理担当者 労災保険業務課長補佐（運用担当） 殿	
〇〇部（課）本省管理担当者 〇〇労働局課室管理担当者 〇〇労働基準監督署管理担当者	
次のとおり届出します。	
届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
所属部署名	〇〇労働局〇〇部〇〇課
解除等氏名	監督 一郎
解除等ユーザID	[]
連絡者（解除等本人以外の時記入）	監督 二郎
連絡先	×××-×××-××××
アカウントロック等発生理由	パスワードの有効期限が切れたため。

(3) パスワード忘却届（管理用）

【記入要領】

〔届出年月日〕

労災保険業務課に届け出た日を記入する。

〔所属部署名〕

パスワードを忘れた管理者又は担当者が所属する部署名を記入する。

〔担当者氏名〕

パスワードを忘れた管理者又は担当者の氏名を記入する。

〔システム設定用 I D〕

システム設定用 I Dに局コード xx と署コード yy（局の場合 00）を記入する。

〔連絡先（電話番号）〕

連絡先管理者又は担当者の電話番号を記入する。

【記入例】

労働基準行政システムパスワード忘却届（管理用）

運用管理担当者 労災保険業務課長補佐（運用担当） 殿 〇〇部（課）本省管理担当者 〇〇労働局課室管理担当者 〇〇労働基準監督署管理担当者 次のとおり届出します。	
届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
所属部署名	〇〇労働局労働基準部監督課
担当者氏名	監督 太郎
システム設定用 I D	■■■■■■■■■■
連絡先（電話番号）	×××-×××-××××

(4) パスワード忘却届（一般用）

【記入要領】

〔届出年月日〕

労災保険業務課に連絡した日を記入する。

〔忘却者所属部署名〕

パスワードを忘れた者が所属する部署名を記入する。

〔忘却者氏名〕

パスワードを忘れた者の氏名を記入する。

〔忘却者ユーザID〕

ユーザID通知書又は[]を記入する。

〔連絡先（電話番号）〕

忘却者本人の電話番号を記入する。

【記入例】

労働基準行政システムパスワード忘却届（一般用）

運用管理担当者 労災保険業務課長補佐（運用担当） 殿 〇〇部（課）本省管理担当者 〇〇労働局課室管理担当者 〇〇労働基準監督署管理担当者 次のとおり届出します。	
届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
忘却者所属部署名	〇〇労働基準監督署
忘却者氏名	基準一郎
忘却者ユーザID	[]
連絡先（電話番号） ※ 忘却者本人の電話番号を記入する。	×××-×××-××××

5 規程違反関係様式

(1) 管理規程違反関係報告書

【記入要領】

[局・署名]

違反行為が発生した局又は署名を記入する。

[発生等年月日]

違反行為が発生した年月日を入力する。

[該当規定]

該当規定をコンボボックスより選択する。

[該当機器等]

規程第 15 条に該当する場合に限り、装置名をコンボボックスより選択する。

[数量]

該当する装置の数量を記入する。

[概要]

違反行為の発見から報告に至るまでの経過を記入する。

概要欄に記入しきれない場合は、「別紙のとおり」でも可。

【記入例】

労働基準行政システム管理規程違反関係報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日		
統括管理者 厚生労働省労働基準局長 殿 副統括管理者 厚生労働省労働基準局総務課長 殿		
本省管理者 〇〇課長 局管理者 〇〇労働局長 (公印省略)		
次のとおり報告します。		
局課・署名	〇〇労働基準監督署	
発生等年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
該当規定	第 16 条 (ソフトウェアの改造等の禁止)	
該当機器等	※第 15 条に該当する場合のみ記入	
	機器名	数量
概要	管理規程で認めていないアプリケーションソフトをインストールしたことにより障害が発生した。	

6 その他の報告・申請等様式

(1) 局副管理担当者指名・変更報告書

【記入要領】

「局副管理担当者」

担当者の氏名を記入する。

【記入例】

局副管理担当者指名・変更報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日	
局管理者	
〇〇〇労働局長 殿	
	局副管理者
	〇〇〇労働局労働基準部監督課長
労働基準行政システムの局副管理担当者について、次のとおり報告します。	
局副管理担当者	監督 太郎

(2) 局課室管理担当者指名・変更報告書

【記入要領】

「課（室）名」

課（室）名を記入する。

「課（室）管理担当者」

課（室）担当者が指名した課（室）管理担当者の氏名を記入する。

【記入例】

局課室管理担当者指名・変更報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇〇労働局長 殿	
局管理者 局課室管理者 〇〇〇労働局労働基準部 健康安全課長	
労働基準行政システムの局課室管理担当者について、次のとおり報告します。	
課（室）名	健康安全課
局課室管理担当者	安全 二郎

(3) インターネット閲覧禁止URL登録・解除申請書

【記入要領】

[登録又は解除するホームページ名 (上段)・URL (下段)]

ホームページの名称とURLを記入する。(http://は省略可)

〔理由〕

業務上の必要性又は不要性を具体的に記入する。

【記入例】

労働基準行政システムインターネット閲覧禁止 URL 登録・解除申請書

[illegible]

(4) 市区町村合併等報告書

【記入要領】

[労働基準監督署名]

市区町村合併等が実施される地域を管轄する労働基準監督署名を記入する。

[合併等年月日]

市区町村合併等の実施日を記入する。

[合併等内容]

合併前の市区町村名等と合併後の市区町村名等を記入する。

(枠内に収まらない場合には、「別紙のとおり」でも可)

[住居表示の変更の有無]

大字以降の住所表示変更の有無について該当する方に印を付ける。

有りとした場合は、内容欄にその内容を記入する。

(多い場合は、「別紙のとおり」と記入でも可。)

[合併等に伴う労働基準監督署の所轄変更の有無]

合併等に伴う労働基準監督署の所轄変更の有無欄の該当する箇所に印をつける。

有りとした場合は、内容欄にその内容を記入する。

(多い場合は、「別紙のとおり」と記入でも可。)

[合併等に伴う番地の変更の有無]

合併等に伴う番地変更の有無欄の該当する箇所に印をつける。

有りとした場合は、内容欄にその内容を記入する。

(多い場合は、「別紙のとおり」と記入でも可。)

[添付資料]

添付資料がある場合は、次から該当するものを選択する。

広報(写)又は公報(写)

合併協議書(写)

その他()カッコ内に書類名を記入する。

【記入例】

労働基準行政システム市区町村合併等報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日 運用管理担当者 労災保険業務課長補佐（運用担当） 殿 局副管理者 〇〇労働局労働基準部監督課長 次のとおり報告します。		
労働基準監督署名	〇〇労働基準監督署	
合併等年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
合併等内容	合併等前市区町村名 (ふりがなも記入すること。)	合併等後市区町村名 (ふりがなも記入すること。)
	〇〇町 ××町 △△町 □□町	○△□×市
住居表示の変更の有無	有・ ☒ 無	内容
合併等に伴う労働基準監督署の所轄変更の有無	有・ ☒ 無	内容
合併等に伴う番地の変更の有無	有・ ☒ 無	内容
添付資料	☒ 広報（写）又は公報（写） ☐ 合併協議書（写） ☐ その他 ()	

(5) 監督署名称所在地等変更申請書

【記入要領】

[変更の理由]

署の所在地等が変更になる理由を記入する。

[変更の時期]

署の所在地等が変更になる日付を記入する。

[変更後の名称]

署の名称が変更になる場合のみ記入する。

15 文字以内となるようにすること。

[変更後の所在地（上段・下段）]

署の所在地が変更になる場合のみ記入する。

郵便番号及び住所を記入し、上段、下段併せて 30 文字以内となるようにすること。

[変更後の電話番号]

電話番号が変更になる場合のみ記入する。

[担当者氏名等]

監督署名称所在地等変更に係る担当者の所属、氏名及び連絡先を記入する。

【記入例】

監督署名称所在地等変更申請書

申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 運用管理担当者 労災保険業務課長補佐（運用担当） 殿 申 請 者 署管理者 〇〇労働基準監督署長 （公印省略） 次のとおり監督署名称所在地等の変更を申請します。																		
変更の理由				移転のため														
変更の時期				平成〇〇年〇〇月〇〇日														
変更後の名称				〇	〇	労	働	基	準	監	督	署						
変更後の所在地（上段）				〒	〇	〇	〇	ー	〇	〇	〇	〇			〇	〇	〇	県
変更後の所在地（下段）				〇	〇	市	〇	〇	町	〇	ー	〇		〇	〇	〇	庁 舎	
変更後の電話番号				〇	〇	〇	ー	〇	〇	〇	ー	〇	〇	〇	〇			
担当者氏名等				所 属：業務課 氏 名：業務 太郎 連絡先：TEL ×××－×××－×××× 内線 ×××														

別紙 1 端末装置等の設置環境

端末装置等の設置環境を選定するに当たっては、事故や機能低下を防止するため、下記の環境条件及び整備要件を満たすこと。また、各端末装置の用途、使用の便を十分に考慮して決定すること。

1 設置場所の環境条件

設置場所の環境条件を表 1 に示す。

表 1 端末装置等の設置環境条件

項 目	条 件		備 考
設置場所	一般事務室及び機械室		
温湿度条件	動 作 時	温度 10～30℃ 湿度 20～80%	・使用する電磁的記録媒体の温湿度条件は、装置動作時の温湿度条件と同等である。 ・結露を防ぐため、装置設置場所の温度勾配は 10℃/時以下とする。
	非動作時	温度 10～30℃ 湿度 20～80%	
電源条件	電 圧 : 商用 AC 100V±10V 周 波 数 : 50/60Hz±1%(単相) 地絡電流: 1mA/電源以下		

また、以下のことについても考慮すること。

- (1) 直射日光の当たる場所、放熱物の付近及びほこりの多い場所については、避けるか、適当な防護を設けること。
- (2) 床の振動により端末装置等の移動又は誤動作を引き起こすおそれのある場所は避けるか、補強を施すこと。
- (3) 水害等を受ける恐れがある場合は、端末装置等に被害が及ばないように設置場所を選定すること。

2 設置場所の整備要件

(1) 所要床面積

所要床面積は、端末装置等の設置台数、端末装置等の種類別寸法（表 2 参照）及び端末装置設置スペース（図 1 参照）を勘案して算定すること。

また、操作スペース、トナーや用紙交換を行うための運用スペースも考慮すること。

(2) 床の強度

床は、端末装置等の重量に十分耐え得るよう床荷重 900N/m²以上とすること（建築基準法では、事務室の床荷重は 900N/m²以上と定められている。）。

(3) その他

電源設備、接地線等については、移設のための実地調査を行う指定業者の指示に従うこと。

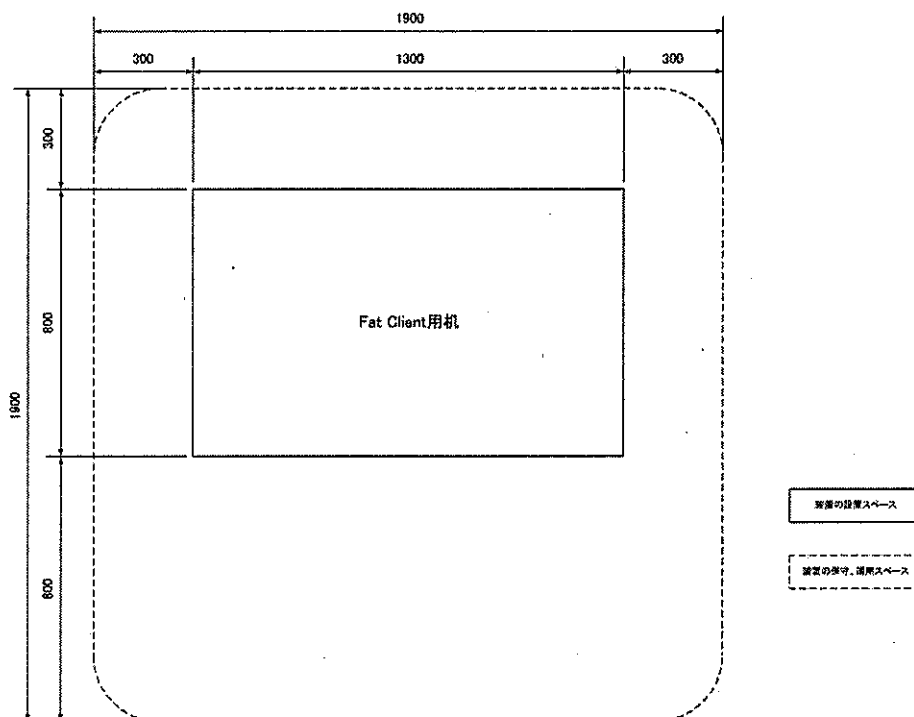
表 2 端末装置等及び署 LAN 設備の種類別寸法等

端末装置名		寸法			重量 (kg)	騒音 (dB)	最大消費電力 (W)	コンセント数 (口数) (V) (A)	備考
		幅	奥行	高さ					
		(mm)	(mm)	(mm)					
Fat Client	制御部	88	327	345	7.3	—	1000		タコ足でなければ、OA タップによる分岐可（設置コンセントより 1 段）
	モニタ部	507	178	390	3.2	—	—	—	
	読取部	450	545	440	60	—	—	—	
	UPS 部	440	440	86	20	—	—	専用回路のコンセント(100V20A 2PE 型×2 口)	
	OCR 専用プリンタ	499.5	538	542	44	待機時：25dB(A)以下 稼働時：54dB(A)以下	1118	専用回路のコンセント(100V20A 2PE 型×2 口)	
Thin Client 及び Net Thin Client		375	203	395	6	—	90	2 P E 型×2 口	設置コンセントに直結推奨
汎用プリンタ		1047	665	760	66	待機時：27dB(A)以下 稼働時：53dB(A)以下	1300	専用回路のコンセント(100V15A 2PE 型×1 口)	設置コンセントに直結推奨
モバイル端末本体		305.2	209	241	167	—	65	2P 型×1 口	
モバイルプリンタ		322	185	617	20	38.7	9	2P 型×1 口	
署 LAN 設備	署 LAN ラック	200	650	557	19.0	—	—	—	
	L3 スイッチ	445	301	44	3.9	48	56.1	—	
	L2 スイッチ (24 ポート)	420	210	422	30	—	31	—	
	L2 スイッチ (8 ポート)	210	145	39.2	11	—	10.35	—	
	HUB	185	83	32	0.47	—	18	—	
	メディアコンバータ	52	74	20	0.05	—	165	—	

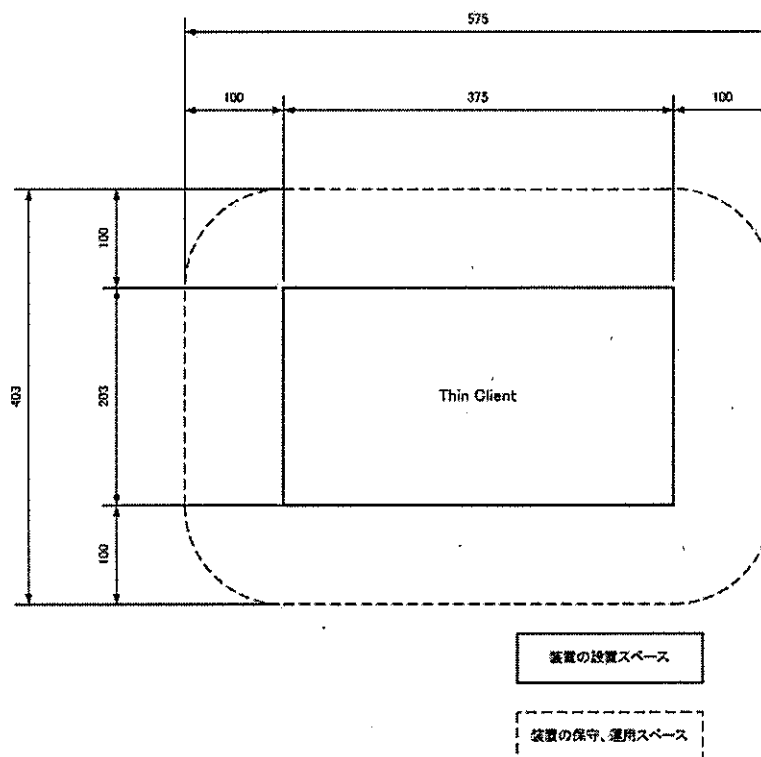
図1 端末装置設置時の所要スペース

下図は、標準的な設置スペースを示したものである。

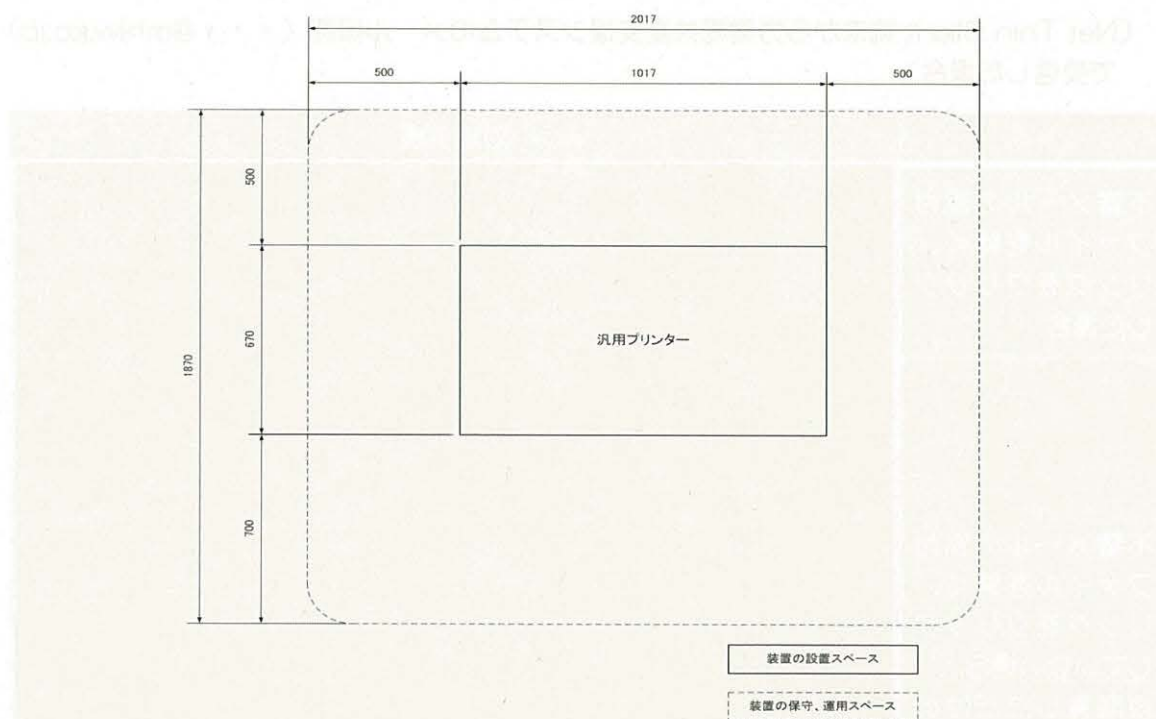
① Fat Client



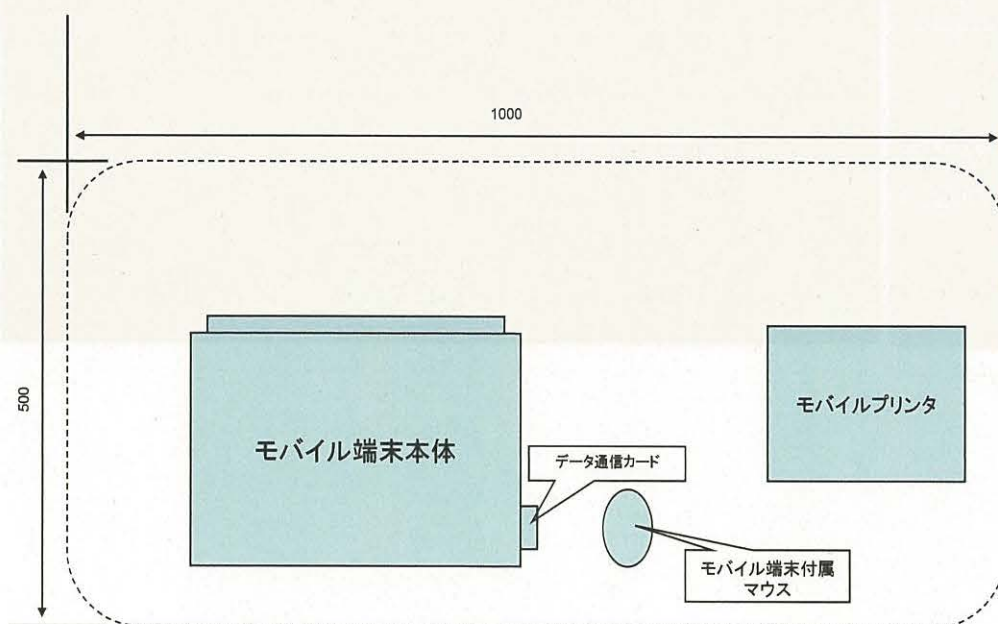
② Thin Client 及び Net Thin Client



③ 汎用プリンタ



4 モバイル端末



別紙2 不審メールを受信した場合の対応及び作業手順

〔Net Thin Client 端末から労働局共働支援システムのメール機能（・・・@mhlw.go.jp）で受信した場合〕

	対応手順
不審メールの添付ファイルを開く、リンクをクリックした場合	
不審メールの添付ファイルを開く、リンクをクリックしていない場合 ※閲覧しただけの場合を含む （Outlook Web App を活用）	
不審メールかどうか判断がつかない場合	

Net Thin Client端末使用時に不審メールを発見した場合の対応（流れ図）

